

1 概要

- 新潟市子ども条例第18条に基づき策定する行政計画であり、今後の子どもの権利保障推進に係る基本理念や施策の方向性を定める。
- 計画の策定にあたっては、同条例第19条に基づき設置された新潟市子どもの権利推進委員会に諮問し、数次にわたる審議及び部会における検討を経てとりまとめられた答申の内容を計画に反映させる。

2 経緯

- 令和4年7月28日
10月28日
11月～12月
 - ・ 第1回子どもの権利推進委員会において、計画策定に係る諮問
 - ・ 第2回子どもの権利推進委員会において、より具体的な検討に向け3つの部会の設置が委員より提案される
 - ・ 3つの検討テーマに沿った部会において、各2回のオンラインによる意見交換会を開催し、部会ごとの答申案をとりまとめる
 - A) 普及・啓発及び学習・研修部会
 - B) 相談窓口・権利救済部会
 - C) 意見表明・社会参加部会
- 令和5年1月27日
2月3日
2月22日
～3月23日
3月27日
 - ・ 第3回子どもの権利推進委員会において、子どもの権利推進計画に対する答申案（とりまとめ）を了承
 - ・ 市長に答申書を提出
 - ・ パブリックコメントの実施（提出意見 4人 10件）
 - ・ 第4回子どもの権利推進計画にて成案の報告

3 計画のポイント

- ① 計画期間
5年間（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）
- ② 基本理念
すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまち にいがた
- ③ 施策体系
右記載のとおり

計画全文については
右記2次元コードより
参照することができます



【施策体系】

I 子どもの権利の普及・啓発と学習機会の確保

- I-1 発達段階に応じた啓発資料の作成と展開
- I-2 周知・啓発キャンペーンの実施
- I-3 多様な情報発信ツールを活用した周知・啓発
- I-4 子どもと関わる職員等の研修を通じた理解の促進
- I-5 妊娠期からの継続した学びの機会の提供
- I-6 学校や地域活動における子どもとおとなへの周知
- I-7 情報が届きにくい子どもへの配慮
- I-8 事業者への周知・啓発

II 一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済

- II-1 子どもの権利擁護機関の設置
- II-2 子どもが気軽に相談できる体制づくり
- II-3 子どもの意見を代弁するアドボカシーの推進
- II-4 関係機関との連携強化

III 自由に意見を表明し社会に参加するしくみづくり

- III-1 子どもの意見表明や社会に参加する権利の理解促進
- III-2 子どもが市政に参加する仕組みづくり
- III-3 学校生活や地域づくりでの子どもの意見の反映
- III-4 子どもの意見をくみとるファシリテーターの育成
- III-5 意見を発信することが難しい子どもへのサポート

IV 子どもの権利を守り推進するための関連施策

- IV-1 関連施策における子どもの権利に関する普及・啓発、理解の促進
- IV-2 関連施策における子どもの意見表明を促進させる仕組みづくり



周知用パンフレット・動画



中学生による意見交換会